

決議第5号

閉会中の議員派遣について

本議会は、地方自治法第100条第13項及び南風原町会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

平成30年10月17日

南風原町議会議長 知念 富信

記

次のとおり議員を派遣する。

1. はえばる2018ふるさと博覧会における議会ブース
 - (1) 日 時：11月3日（土）～11月4日（日）
 - (2) 場 所：はえばる2018ふるさと博覧会会場
 - (3) 派遣議員：全議員

2. 町村議会広報研修会
 - (1) 日 時：11月8日（木）
 - (2) 場 所：パシフィックホテル沖縄
 - (3) 派遣議員：議会広報常任委員会委員
 - (4) 主 催：沖縄県町村議会議長会

その他事情により変更が生じる場合には、議長に一任する。